この指数表は、施設の定数を超える場合に選定資料として使用します。

 **学童保育所入所基準指数表**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 希望学童保育所名  | 学童保育所  | 児童氏名 |  | 保護者氏名 |   |
| 卒園した保育園･幼児園名(新１年生のみ) |  |

下記の該当する点数に○印を付け、小計・加減・合計欄に記入してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事 項  | 点数  | 備考(添付書類)  |
| 父  | 母  |
| ①親のいない家庭  | 死亡・行方不明・拘禁  | 11  | 11  |   |
| 離婚・未婚・その他  | 10  | 10  |
| ②労　働  | 就　労 | １５時以降の就労が、月２０日以上かつ６ヶ月以上継続 ※１  | 10  | 10  | 就労証明書 （自営の場合） 確定申告書または源泉徴収票の写し  |
| １５時以降の就労が、月１６日以上かつ６ヶ月以上継続 ※１  | 8  | 8  |
| 就労内定 | １５時以降の就労が、月２０日以上かつ６ヶ月以上継続 ※１  | 8 | 8 |
| １５時以降の就労が、月１６日以上かつ６ヶ月以上継続 ※１  | 7 | 7 |
| ③妊娠・出産  | 産前８週となる日が属する月の初日から産後８週となる日の翌日が属する月の末日まで |   | 6 | 母子健康手帳写 |
| ④育児休業 | 育児休業取得時に、既に保育を利用している児童(在所児)が対象で、継続利用が必要であること。 | 6 | 就労証明書 |
| ⑤傷病・　障がい等  | 傷　病 | 入院が概ね６ヶ月以上継続  | 10  | 10  | 医師の診断書  |
| 居宅内療養  | 常時病臥状態が６ヶ月以上継続  | 10  | 10  |
| 一般療養  | 安静を要する状態が６ヶ月以上継続  | 6  | 6  |
| 心身の障がい  | 身体障害者手帳１･２級、療育手帳Ａ１･Ａ２、精神障害者手帳１級  | 10  | 10  | 障害者・療育・精神障害者保健福祉手帳の写し  |
| 身体障害者手帳３･４級 療育手帳Ｂ１ 精神障害者手帳２･３級  | 6  | 6  |
| ⑥災　害 | 災害による自己家屋の損傷、その他災害復旧のため保育ができない場合 | 10 | 10 | 罹災証明 |
| ⑦同一世帯の病人等の介護  | 入院・施設等付添  | １５時以降の付添が、月２０日以上かつ６ヶ月以上継続  | 10  | 10  | 医師の診断書 介護保険被保険者証、身体障害者手帳の写し等  |
| １５時以降の付添が、月１６日以上かつ６ヶ月以上継続  | 8  | 8  |
| 自宅介護・看護  | 重度障がい者等の全介護（障害者手帳１・２級、介護認定３～５）  | 10  | 10  |
| 上記以外の介護（看護）の場合  | 4  | 4  |
| ⑧就　学 | 通　学 | 卒業後に就労を目的とする１５時以降の通学が、月２０日以上かつ６ヶ月以上継続  | 6  | 6  | 在学証明書及び通学日数・時間がわかる書類  |
| 卒業後に就労を目的とする１５時以降の通学が、月１６日以上かつ６ヶ月以上継続  | 4  | 4  |
| 通学予定 | 卒業後に就労を目的とする１５時以降の通学が、月２０日以上かつ６ヶ月以上継続予定  | 5  | 5  | 合格通知等通学することがわかる書類および通学日数・時間がわかる書類  |
| 卒業後に就労を目的とする１５時以降の通学が、月１６日以上かつ６ヶ月以上継続予定  | 3  | 3  |
| 個別判定 | 小計 |   |   | ①～⑦の要件ごとに採点し、合算はしない。  |
| 加算要件・減点要件  | 保護者が栗東市の定める学童保育所で就労(予定)している場合 | 6 |   |
| １・２・３年生  | 0  |   |
| ４年生  | -1  |   |
| ５年生  | -2  |   |
| ６年生  | -3 |   |
| ひとり親家庭で祖父母と別居  | 2  |   |
| 兄弟姉妹が同学童保育所に入所する場合  | 2  |  |
| ひとり親家庭で７０歳未満の祖父母と同居  | 0  |   |
| 保育可能な７０歳未満の祖父母と同居  | -2  |   |
| 保育可能な７０歳未満の祖父母が同一小学校区内に居住している場合（ひとり親家庭除く）  | -2  |   |
| 月２０日以上就労はしているが、１６時には帰宅できる場合  | -5  |   |
| 月１６日以上就労はしているが、１６時には帰宅できる場合  | -7  |   |
| 月２０日以上就労はしているが、１７時には帰宅できる場合  | -2  |   |
| 月１６日以上就労はしているが、１７時には帰宅できる場合  | -4  |   |
| ※１ 　２交代制勤務等、この限りではない場合があるので、お問い合わせください。 | 加減  |   |   |
|  | 合計  |   | 個別判定父+母+加減  |

備考 ⑴ 保護者のそれぞれについて基準指数を求め、合算して当該世帯の指数とする。⑵ 上記いずれもその状態が分かる書類等を提出のこと。